

新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第36号

新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 改 正 前                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| <p>第1条 (略)</p> <p>(料金)</p> <p>第2条 <u>条例第3条第3項の規定に基づく料金は、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第6号に規定する資産の譲渡等又は同表第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等（以下「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当しない診療その他の給付のうち健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額の算定方法（以下「健康保険法の規定による算定方法」という。）並びに入院時食事療養費に係る食事療養に要する費用の額の算定に関する基準及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準（以下「健康保険法の規定による算定基準」という。）に掲げるもの（別表に掲げるものを除く。）にあっては健康保険法の規定による算定方法及び健康保険法の規定による算定基準により算定した額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）、それ以外の診療その他の給付にあっては別表に掲げる額とする。ただし、行政上の必要があると認めるときは、国又は地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体と、この規則によらない額の契約をすることができる。</u></p> <p>(利用料金の免除)</p> <p>第3条 <u>条例第11条第6項の規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。</u></p> <p>(1) <u>貧困、災害又は公益上の理由により必要があると認めるとき。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> | <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> |

第2条 新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

- 1 初診時特定療養費 2,160円
- 2 180日を超える入院に係る特別入院料 1日につき 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年9月厚生労働省告示第498号）第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数により算出した額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）
- 3 入院室料差額
  - (1) 特別S室 1日につき 10,800円
  - (2) 特別A室 1日につき 6,480円
  - (3) 特別B室 1日につき 5,400円
  - (4) 特別C室 1日につき 4,320円
- 4 受託検査料及び受託エックス線撮影料 健康保険法の規定による算定方法により算定した額（以下「点数表により算定した額」という。）に1.08を乗じて得た額のそれぞれ9割相当額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）

ただし、エックス線撮影に使用したフィルムは、病院における購入価格に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）とする。
- 5 新生児管理保育料 1日につき 10,000円
- 6 文書料
  - (1) 診断書及び証明書
    - ア 普通のもの 1件につき 1,620円
    - イ 複雑なもの（ウ以外で難しい内容のもの） 1件につき 3,780円
    - ウ 特殊なもの（恩給診断、年金診断及び自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に係るもの等 保険給付のあるもの） 1件につき 5,400円
  - (2) 死亡診断書及び死体検案書
    - ア 普通のもの（医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）に定めるもの等一般的なもの） 1件につき 3,240円
    - イ 特殊なもの（生命保険用等特別なもの） 1件につき 5,400円
  - (3) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく診断書及び証明書 別に定める労災診療費算定基準による額
  - (4) エックス線複写フィルム
    - ア 半切 1枚につき 770円
    - イ 大角 1枚につき 640円
    - ウ 大四ツ切 1枚につき 500円
    - エ 四ツ切 1枚につき 390円
    - オ 六ツ切 1枚につき 270円
    - カ B4 1枚につき 640円
    - キ 光ディスク 1枚につき 1,290円
  - (5) 診察券再発行料 1枚につき 110円
- 7 セカンドオピニオン料 1件につき 10,800円

8 医師面談料 1回につき 5,400円

9 健康診断料

(1) 普通健康診断料 1人につき 2,960円(乳幼児にあつては、3,750円)

(2) エックス線撮影及び診断並びに各種検査 点数表により算定した額に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

(3) 特殊健康診断料

ア 妊婦検診料及び産後検診料 1人につき 5,400円

イ 乳児検診料 1人につき 3,240円

ウ 先天性代謝異常検査料 1人につき 3,780円

エ 妊産婦超音波検査料 1回につき 1,590円

ただし、医学的知見に基づき、超音波検査以外の検査、診断等を併せて行った場合は、当該検査、診断等について点数表により算定した額に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)を加算する。

10 予防接種料 1件につき 180円に使用薬剤の購入価格を加えた額に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

ただし、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種の場合は、病院長は2割(新潟県の広域的個別予防接種として別に定める料金が2割を超える場合は、当該料金)を限度として料金を増減することができる。

11 分べん取扱料

(1) 単胎分べん料 1件につき 200,000円

(2) 多胎分べん料

ア 第1児 200,000円

イ 第2児以下 1児につき 115,000円

(3) 時間外加算料

ア 休日又はこれに準ずる日

(ア) 単胎分べんの場合 1件につき 30,000円(土曜日の午前6時から午後10時までにあつては、20,000円)

(イ) 多胎分べんの場合

a 第1児 30,000円(土曜日の午前6時から午後10時までにあつては、20,000円)

b 第2児以下 1児につき 15,000円(土曜日の午前6時から午後10時までにあつては、10,000円)

イ 休日又はこれに準ずる日以外の日の午前6時から午前8時30分まで及び午後5時15分から午後10時まで

(ア) 単胎分べんの場合 1件につき 20,000円

(イ) 多胎分べんの場合

a 第1児 20,000円

b 第2児以下 1児につき 10,000円

ウ 休日又はこれに準ずる日以外の日の午前零時から午前6時まで及び午後10時から午前零時まで

(ア) 単胎分べんの場合 1件につき 30,000円

(イ) 多胎分べんの場合

- a 第1児 30,000円
  - b 第2児以下 1児につき 15,000円
- (4) 帝王切開に伴う分べん取扱料
- ア 第1児 130,000円
  - イ 第2児以下 1児につき 80,000円
- 12 胎盤処理料 1件につき 3,200円の範囲内で、別に定める額
- 13 褥婦処置料<sup>じょく</sup> 1日につき 3,000円
- 14 外来乳房マッサージ料 1回につき 2,000円
- 15 新生児保健指導料 1件につき 1,500円
- 16 避妊処置料
- (1) リング又はウイング
- ア 挿入又は交換 1回につき 37,800円  
ただし、麻酔を行った場合は、10,800円を加算する。
  - イ 抜去 1回につき 6,480円  
ただし、麻酔を行った場合は、10,800円を加算する。
- (2) 経口避妊薬((3)を除く。) 1か月分 3,240円
- (3) 低用量経口避妊薬 1か月分 2,160円
- 17 体外受精料
- (1) 採卵 1件につき 65,520円
  - (2) 採卵及び培養 1件につき 97,040円
  - (3) 採卵から胚移植<sup>はい</sup>まで 1件につき 120,150円
- 18 人工受胎法施術料 1件につき 5,400円
- 19 人工妊娠中絶手術料
- (1) 妊娠満12週までのもの 1件につき 108,000円
  - (2) 妊娠満13週から妊娠満22週までのもの 1件につき 216,000円
  - (3) 頸管拡張用使用材料<sup>けい</sup> 1回につき 病院における購入価格に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）
- 20 婦人避妊手術料 1件につき 129,600円
- 21 死体検案料 1体につき 10,800円
- ただし、検案のため現地へ赴いた場合は、健康保険法の規定による算定方法により算定した往診料相当分に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）を加算する。
- 22 死後処置料 1件につき 5,400円
- ただし、浴衣を提供した場合は、浴衣の購入価格に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）を加算する。
- 23 歯科料金
- (1) 歯冠修復
- ア 全部被覆冠
    - (ア) セラミック 99,360円
    - (イ) CAD/CAMオールセラミッククラウン 113,400円
    - (ウ) エンジェルクラウン 75,600円
    - (エ) e. m a x 75,600円

- (オ) ハイブリッドセラミックス金合金 64,800円
- (カ) ハイブリッドセラミックス金パラジウム合金 59,400円
- (キ) ハイブリッドセラミックスJK 54,000円
- (ク) 金合金 59,400円
- (ケ) チタン 54,000円
- (コ) 金パラジウム 30,000円

イ 3/4冠、4/5冠及び硬質レジン前窓冠

- (ア) ハイブリッドセラミックス 43,200円
- (イ) 金合金 54,000円
- (ウ) チタン 48,600円
- (エ) 金パラジウム 27,000円

ウ 架工歯

ア及びイに定める料金に準ずる。

エ インレー

- (ア) セラミック 59,400円
- (イ) e. m a x 59,400円
- (ウ) ハイブリッドセラミックス 43,200円
- (エ) 金合金 48,600円
- (オ) チタン 43,200円
- (カ) 金パラジウム 24,000円

オ コア

- (ア) 金合金 16,200円
- (イ) チタン 14,040円
- (ウ) 金パラジウム 7,800円
- (エ) その他の合金 7,560円
- (オ) ファイバー 10,800円
- (カ) コンポジットレジン (ポストを含む。) 7,560円

カ ベニア修復

- (ア) セラミック 75,600円
- (イ) ハイブリッドセラミックス 54,000円
- (ウ) コンポジットレジン 43,200円

キ テンポラリークラウン 1歯につき 3,240円

(2) 欠損補綴

ア 局部床義歯

- (ア) 金合金
  - a 1床1歯から1床4歯まで 372,600円
  - b 1床5歯から1床8歯まで 397,440円
  - c 1床9歯から1床12歯まで 422,280円
  - d 1床13歯及び1床14歯 460,080円
- (イ) 金パラジウム合金
  - a 1床1歯から1床4歯まで 347,760円
  - b 1床5歯から1床8歯まで 360,720円

- c 1床9歯から1床12歯まで 397,440円
- d 1床13歯及び1床14歯 435,240円
- (ウ) その他の合金 (チタン、コバルトクロム等)
  - a 1床1歯から1床4歯まで 226,800円
  - b 1床5歯から1床8歯まで 253,800円
  - c 1床9歯から1床12歯まで 280,800円
  - d 1床13歯及び1床14歯 297,000円
- (エ) ノンクラスプデンジャー
  - a 1床1歯から1床4歯まで 81,000円
  - b 1床5歯から1床8歯まで 83,810円
  - c 1床9歯から1床12歯まで 86,610円
  - d 1床13歯及び1床14歯 89,100円
- イ 暫間義歯及び新製作義歯 (人工歯を含む。)
  - (ア) 少数歯 (1歯から8歯まで) 7,500円
  - (イ) 多数歯 (9歯から14歯まで) 14,000円
  - (ウ) 総義歯 27,000円
  - (エ) 線鉤 1装置につき 1,600円
  - (オ) 鑄造鉤 1装置につき 4,200円
- ウ 総義歯
  - (ア) 金合金 521,640円
  - (イ) 金パラジウム合金 484,920円
  - (ウ) コバルトクロム合金 291,600円
  - (エ) チタン 345,600円
- エ 鑄造鉤
  - (ア) 金合金
    - a 特殊型 20,520円
    - b 両翼鉤及び双歯鉤 16,200円
  - (イ) 金パラジウム合金
    - a 特殊型 16,200円
    - b 両翼鉤及び双歯鉤 12,960円
  - (ウ) その他の合金
    - a 特殊型 13,500円
    - b 両翼鉤及び双歯鉤 12,960円
- オ 線鉤
  - (ア) 金合金
    - 両翼鉤及び双歯鉤 16,200円
  - (イ) その他の合金
    - 両翼鉤及び双歯鉤 7,020円
- カ フック、スパー及びレスト
  - (ア) 金合金 10,800円
  - (イ) 金パラジウム合金 9,180円
  - (ウ) その他の合金 7,020円

- キ 鑄造バー
  - (ア) 金合金 52,380円
  - (イ) 金パラジウム合金 39,960円
  - (ウ) その他の合金 27,000円
- ク 屈曲バー 10,800円
- ケ 根面キャップ（金合金） 19,440円
- コ 咬合面鑄造金属歯<sup>こう</sup>
  - (ア) 金合金 1歯につき 10,260円
  - (イ) 金パラジウム合金 1歯につき 8,100円
  - (ウ) その他の合金及び合金の隙 1歯につき 5,400円
- サ コーヌスクローネ外冠 第1号アに定める料金に7,020円を加算した額
- シ ブレードティース（片側）
  - (ア) 金合金 59,400円
  - (イ) その他の金属 32,400円
- ス 診断設計料
  - (ア) 磁性アタッチメント 1箇所につき 12,000円に使用材料（マグネット材料）の購入価格を加えた額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）
  - (イ) 部品交換 1箇所につき 6,000円に使用材料（マグネット材料）の購入価格を加えた額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）
  - (ウ) その他のアタッチメント 1箇所につき 37,000円に使用材料（金属代及びアタッチメント材料）の購入価格を加えた額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）
  - (エ) テレスコープ 1歯につき 48,500円に使用材料（金属代）の購入価格を加えた額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）
- セ 義歯の修理及び増歯
  - (ア) 少数歯（1歯から8歯まで） 3,700円
  - (イ) 多数歯（9歯から14歯まで） 4,200円
  - (ウ) 総義歯 4,800円
  - (エ) 人工歯料 1歯につき 300円
- ソ 義歯の床内面適合（リベース）
  - (ア) 少数歯（1歯から8歯まで） 4,200円
  - (イ) 多数歯（9歯から14歯まで） 6,300円
  - (ウ) 総義歯 10,500円
- タ 有床義歯調整管理料 1,100円
- (3) 矯正
  - ア 矯正相談料 2,700円
  - イ 矯正初診料 1,600円
  - ウ 矯正検査診断料
    - (ア) 形態的検査診断料 35,640円

(イ) 機能的検査診断料 11,880円

エ 装置料

(ア) 上顎顎外固定装置 65,880円

(イ) オトガイ帽装置 65,880円

(ウ) 上顎前方牽引装置<sup>けん</sup> 77,760円

(エ) 機能的矯正装置

a バイオネーター 65,880円

b アクチバトール 65,880円

c ムーシールド 65,880円

d ビムラー装置 65,880円

e フレンケル装置 95,040円

f 咬合斜面板 42,120円

g 咬合挙上板 42,120円

h 切歯斜面板 18,360円

i リップバンパー 42,120円

(オ) 拡大装置

a クアードヘリックス 42,120円

b バイヘリックス 42,120円

c コフィンの拡大弧線装置 42,120円

d 急速拡大装置 54,000円

(カ) 舌側弧線装置 35,640円

(キ) トランスパラタルアーチ 35,640円

(ク) ペンデュラム装置 95,040円

(ケ) スライディングプレート 23,760円

(コ) 床矯正装置 35,640円

(サ) スペースリグナー 65,880円

(シ) 口腔習癖防止装置<sup>くう</sup> 30,240円

(ス) セクショナルブラケット装置A 118,800円

(セ) セクショナルブラケット装置B (補綴処置前) 71,280円

(ソ) 本格的矯正治療Ⅰ期(混合歯列期)のセクショナルアーチ(片顎) 118,800円

(タ) 本格的矯正治療(MTM)のセクショナルアーチ(片顎) 71,280円

(チ) マルチブラケット装置A

a 金属ブラケット及び審美ブラケット 432,000円

b 本格的矯正治療Ⅱ期(永久歯列期)のダイレクトボンディングシステム(上下顎) 432,000円

c セラミックスブラケット 540,000円

(ツ) マルチブラケット装置B

a 金属ブラケット及び審美ブラケット 324,000円

b 本格的矯正治療Ⅱ期(永久歯列期)のダイレクトボンディングシステム(上下顎) 324,000円

c セラミックスブラケット 432,000円

(テ) 可撤式樹脂矯正装置 356,400円

- (ト) 矯正治療用インプラント 1本につき 23,760円
- (ナ) 保定装置
  - a 片顎 30,240円
  - b 両顎 60,480円
- (ニ) 保隙装置
  - a クラウン（バンド）ループ 22,680円
  - b デイスタルシュー 24,840円
  - c 乳歯義歯
    - (a) 1歯から4歯まで 22,680円
    - (b) 5歯から8歯まで 24,840円
    - (c) 総義歯 56,160円
- (ヌ) 矯正用アンカーインプラント（局所麻酔料及び投薬料を含む。）
  - a プレートシステム 1箇所目 62,700円
  - b プレートシステム 2箇所目以降 1箇所につき 35,200円
  - c スクリューシステム1（複雑形態のスクリュー） 1箇所につき 39,900円
  - d スクリューシステム2（単純形態のスクリュー） 1箇所につき 21,000円
- (ネ) アンカーインプラント除去料（局所麻酔料及び投薬料を含む。）
  - a スクリュー 1箇所につき 1,000円
  - b プレート 1箇所につき 3,000円
- オ 口腔細菌検査
  - (ア) 齶蝕細菌検査<sup>うしよく</sup> 5,940円
  - (イ) 歯周病原菌検査 12,960円
- カ 処置料
  - (ア) セクショナルブラケットの処置料 7,560円
  - (イ) 本格的矯正治療の処置料((ウ)を除く。) 6,480円
  - (ウ) 本格的矯正治療（MTM）のセクショナルアーチの処置料 3,240円
- キ 観察料
  - (ア) 経過観察料
    - a 筋機能療法を含む場合 5,400円
    - b 筋機能療法を含まない場合 3,240円
  - (イ) 保定観察料 4,320円
- ク 転医資料作成料 18,360円
- ケ 緊急処置料 7,560円
- コ 必要抜歯
  - (ア) 難抜歯 1歯につき 7,560円
  - (イ) 埋伏歯抜歯 1歯につき 15,120円
  - (ウ) (ア)及び(イ)以外の抜歯 1歯につき 4,320円
- サ 萌出困難歯の開窓術<sup>ほう</sup>
  - (ア) 骨削を要する場合 27,000円
  - (イ) 骨削を要しない場合 4,320円
- シ 矯正レントゲン撮影
  - (ア) セファロX-P 1連につき 3,600円

- (イ) パノラマX-P 1枚につき 3,600円
- (ウ) 手根骨X-P 1枚につき 1,550円
- (4) マウスガード
  - ア エルコフレックス
    - (ア) ノンラミネート 1枚につき 9,180円
    - (イ) ラミネート 1枚 9,180円
    - (ウ) ラミネート 2枚 12,960円
    - (エ) ラミネート 3枚 17,280円
  - イ その他のもの(モルテノ、SR-イボカップエラストマー等) 29,160円
  - ウ ラグビープレーヤーに係るマウスガード料 5,400円
- (5) フッ化物歯面塗布
  - ア 塗布 1口腔につき 1,620円
  - イ イオン導入法 片顎につき 1,620円
  - ウ 個人トレー法 片顎につき 5,180円
- (6) 生活歯の漂白
  - ア オフィスブリーチ 1歯につき 9,720円
  - イ ホームブリーチ
    - (ア) 松風シェードアップ
      - a 片顎につき 37,800円
      - b トレー1個追加につき 3,780円
      - c シリンジ1本追加につき 3,780円
    - (イ) オパールエッセンス
      - a 片顎につき 37,800円
      - b トレー1個追加につき 3,780円
      - c シリンジ1本追加につき 2,160円
- (7) 生活歯漂白後の経過観察料 1,620円
- (8) 失活歯の漂白
  - ア ウオーキングブリーチ 1歯につき 9,720円
  - イ ウオーキングブリーチ及びコンポジットレジン修復 1歯につき 19,440円
- (9) 歯のマニキュア
  - ア 片顎につき 12,960円
  - イ 1歯につき 2,700円
  - ウ 修理1歯につき 1,620円
  - エ メンテナンス 1,620円
- (10) PMTC 1口腔につき 6,480円
- (11) 歯周外科手術
  - ア 歯冠延長術 8,640円
  - イ 骨移植術 27,000円
  - ウ 人工骨移植材填塞処置 12,960円
  - エ 顎堤増大術 27,000円
  - オ 再生療法(エムドゲイン及びPRP) 12,960円
  - カ 結合組織移植術 1歯につき 19,440円

- キ 手術に伴う材料費 材料の購入価格に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）
- (12) 再生療法（投薬料を含む。）
- ただし、埋入手術（2次）と同時の場合、当該手術に係る手術料を含む。
- ア GBR及びGTRに使用するメンブレン除去料 メンブレン1枚目 11,000円
- イ GBR及びGTRに使用するメンブレン除去料 メンブレン2枚目以降 1枚につき 5,500円
- (13) 歯周組織再生療法後の歯周治療
- ア 歯周組織検査 1口腔につき 5,400円
- イ 手術部位の歯面清掃 月1回につき 1,620円
- ウ 口腔清掃指導 月1回につき 1,620円
- エ 咬合調整 1回につき 1,080円
- オ 暫間固定（材料費を含む。） 3,780円
- (14) レーザーとフッ素化合物併用による初期齲蝕の改善 月1回につき 4,320円
- (15) メラニン色素除去 1歯1回につき 1,730円
- (16) 歯肉エピテーゼ 1装置につき 9,720円
- (17) インプラント料金
- ア 診断料
- (ア) 初回診断料 10,800円
- (イ) 総合診断料（CT、レントゲン及び術前検査を含む精密検査） 44,000円
- (ウ) 補綴時診断料 16,000円
- (エ) インプラントCT 1回目 33,000円
- (オ) インプラントCT 2回目以降 16,000円
- (カ) 局所麻酔（術前用） 13,200円
- (キ) 全身麻酔（術前用） 18,500円
- (ク) インプラント血液検査1（全項目） 13,200円
- (ケ) インプラント血液検査2（血算、生化等） 5,500円
- (コ) インプラント血液検査（感染症のみ） 5,900円
- (サ) 心電図 1,600円
- イ ステント制作費
- (ア) ステント 1回目 1装置につき 16,200円
- (イ) ステント 2回目以降 1装置につき 5,400円
- (ウ) 診断用模型ワックスアップ 5,400円
- ウ 埋入手術料（1次）（インプラント体及び手術に伴う材料費を含む。）
- (ア) 手術料 1本目 162,000円
- (イ) 手術料 2本目以降 1本増すごとにつき 115,000円
- (ウ) 特殊手術加算 11,000円
- エ ガイデッドサージェリー
- (ア) 手術料 21,600円
- (イ) 手術に伴う材料費 材料の購入価格に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）
- オ 暫間インプラント（アンカーインプラントを含む。）
- (ア) 埋入手術料 1本につき 10,800円

(イ) 手術に伴う材料費 材料の購入価格に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）

カ 埋入手術料（2次）

(ア) 手術料 1本目 5,400円

(イ) 手術料 2本目以降 1本増すごとにつき 2,500円

(ウ) 手術に伴う材料費 材料の購入価格に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）

キ インプラント関連手術

(ア) 顎堤形成術 1歯相当につき 27,000円

(イ) ソケットプリザベーション

a 人工骨使用あり 1歯につき 22,680円

b 人工骨使用なし 1歯につき 10,800円

(ウ) 歯肉整形術 1歯につき 16,200円

(エ) 上顎洞底挙上術（局所麻酔料及び投薬料を含む。）

a 口腔内より骨採取し、片側に移植 88,000円

b 口腔内より骨採取し、両側に移植 132,000円

c 口腔外より骨採取し、片側に移植 198,000円

d 口腔外より骨採取し、両側に移植 275,000円

(オ) 骨採取

a 口腔内（オトガイ部、上顎結節、臼後部等） 1箇所につき 54,000円

b 口腔外（腸骨、腓骨等） 1箇所につき 108,000円

(カ) GBR技術料（GBR膜、チタンメッシュ等） 1箇所につき 27,000円

(キ) オトガイ神経移動術 片側 32,400円

(ク) 下顎管移動術 片側 108,000円

(ケ) 粘膜移植術（採取及び移植を含む。） 54,000円

(コ) 皮膚移植術（採取及び移植を含む。） 64,800円

(サ) インプラント周囲炎に対する薬物注入 1,620円

(シ) インプラント周囲炎に対するポケット洗浄 1回につき 1,620円

(ス) インプラント周囲炎に対する外科処置

a 骨移植を伴う場合 22,680円

b 骨移植を伴わない場合 10,800円

(セ) 手術に伴う材料費 材料の購入価格に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）

ク 技工物料金（上部構造体）

(ア) 全部鑄造冠

a 金合金 162,000円

b その他 118,800円

(イ) ハイブリットセラミック前装冠 140,400円

(ウ) メタルセラミッククラウン 162,000円

(エ) オールセラミッククラウン 145,800円

(オ) ジルコニアクラウン 216,000円

ケ インプラント上部構造料

- (ア) 既製アバットメント 16,000円
- (イ) カスタムアバットメント 33,000円
- コ 補綴処置時の審美処置加算（前歯部にカスタムアバットメントを使用した場合） 22,000円
- サ 架工歯
  - 第1号アに定める料金に準ずる。
- シ メゾストラクチャー使用時の上部構造体料金 108,000円にインプラントの本数を乗じて得た額に、第1号アに定める料金にポンティックに係る部分の数を乗じて得た額を加えて得た額
- ス AGC（ガルバノフォーミングを用いた可撤式クラウン及び可撤式ブリッジ） 32,400円にインプラントの本数を乗じて得た額
- セ テンポラリークラウン
  - (ア) メタル 1歯につき 8,640円
  - (イ) メタル以外 1歯につき 3,240円
- ソ 冠ダツリ及び再装着（トラブル） 1,080円
- タ 修復物の調整及び修理 1装置につき 5,400円
- チ 可撤式床義歯
  - (ア) レジン床 205,200円
  - (イ) 金合金 691,200円
  - (ウ) 金パラジウム合金 448,200円
  - (エ) チタン 345,600円
  - (オ) コバルトクロム合金 291,600円
- ツ 治療義歯及び暫間義歯（インプラントに関連した義歯の場合） 1歯につき 点数表により算定した額（印象採得以降のもの）に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）
- テ 義歯修理及びリベース（インプラントに関連した義歯の場合） 1歯につき 5,400円に、点数表により算定した額（印象採得以降のもの）に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）及び材料費（材料の購入価格に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）をいう。）を加えて得た額
- ト 既製アタッチメント（診断料及び設計料を含む。） 1歯につき 32,400円に、材料費（材料の購入価格に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）をいう。）を加えて得た額
- ナ 磁性アタッチメント（インプラント）
  - (ア) キーパー 27,500円
  - (イ) マグネット 22,000円
- ニ アンカーヘッド装着料 1装置につき 27,500円
- ヌ アンカーヘッドフィメール装着料 1装置につき 22,000円
- ネ ドルダーバー
  - (ア) コーピング 55,000円
  - (イ) バー及びスリーブセット 55,000円
  - (ウ) バーのみ 33,000円
  - (エ) スリーブのみ 33,000円
- ノ アンカーアバットメント装着料 22,000円

- ハ エリプティカルマトリックス 16,500円
- ヒ ラメラリテンションインサート 11,000円
- フ テレスコープ（コーヌスクローネ内冠、ミリングバー等を含む。）（第2号エに定める料金を含む。）  
1歯につき 21,600円
- ヘ AGC（ガルバノフォーミングを用いた床義歯）（マに定める料金を除く。） 第2号アからウまでに  
定める料金を、10,800円にAGC使用部の歯数を乗じて得た額を加えて得た額
- ホ スクリューオンデンチャー（第2号エに定める料金を含む。） 864,000円に、21,600円にインプラントの本数を乗じて得た額を加えて得た額
- マ 中間構造物（スクリューアタッチメント固定） 1箇所につき 32,400円
- ミ インプラントナイトガード（院内技工及び印象代を含む。） 16,200円
- ム 上部構造物に係る材料費 材料の購入価格に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）
- メ メンテナンス料 1回につき 5,400円
- モ 相談料 1回につき 3,240円
- ヤ 緊急処置料 6,480円
- ユ インプラント消炎処置
  - （ア）簡単（洗浄） 1,100円
  - （イ）複雑（洗浄及び投薬等） 3,300円
- ヨ インプラント定期観察料 1回につき 1,100円
- ラ レントゲン撮影料
  - （ア）頭部側面X－P 1枚につき 3,200円
  - （イ）デンタルX－P 1枚につき 550円
  - （ウ）パノラマX－P 1枚につき 3,600円
- リ インプラント再診料 1回につき 760円
- (18) 麻酔
  - ア 静脈内鎮静法
    - （ア）実施時間が2時間までの場合 10,800円
    - （イ）実施時間が2時間を超える場合 10,800円に2時間を超える30分までごとに5,400円を加算した額
  - イ 笑気吸入鎮静法
    - （ア）実施時間が2時間までの場合 1,620円
    - （イ）実施時間が2時間を超える場合 1,620円に2時間を超える30分までごとに1,620円を加算した額
  - ウ マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔
    - （ア）実施時間が2時間までの場合 65,880円
    - （イ）実施時間が2時間を超える場合 65,880円に2時間を超える30分までごとに6,480円を加算した額
- (19) 入院料（歯科領域に係る短期滞在手術等基本料） 1日につき 11,000円
- (20) 歯牙移植関連
  - ア 歯牙移植手術料（投薬料を含む。） 1歯につき 44,000円
  - イ 歯牙移植手術根治（初回）
    - （ア）単根 11,000円
    - （イ）2根 16,500円
    - （ウ）3根 22,000円
  - ウ 歯牙移植手術後の根治（2回目以降） 1回につき 3,000円

- (21) その他
- ア ヘッドギア（顎関節脱臼時） 6,300円
  - イ リテーナーケース 440円
  - ウ 顎あてパット 340円
- 24 治療用装具料 病院における購入価格
- 25 丸山ワクチン注射料 1回につき 190円
- 26 電話使用料 通信事業者の定める料金を基準とする額
- 27 往診用自動車使用料 往診等に使用した自動車の走行メーターを基準として次に掲げる額を合算した額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）
- ただし、有料道路を通行した場合は、その実費を往診用自動車使用料に加算する。
- (1) 2キロメートルまでの利用 60円
  - (2) 2キロメートルを超えた利用 500メートル又はその端数を増すごとに20円
- 28 病衣使用料 1日につき 70円に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）
- 29 選択メニュー提供料 1食につき 20円
- 30 特別選択食提供料（分べんのため入院した者に、分べん後その希望により提供する食事に係る提供料）  
1食につき 1,000円
- 31 患者家族控室利用料（個室に係る利用料に限る。） 1室1泊につき 1,030円
- 32 薬価基準未収載薬剤料
- (1) 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年9月厚生労働省告示第495号）第1条第4号に該当する場合 医薬品の購入価格（その価格に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）
  - (2) その他の場合 医薬品の購入価格に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）
- 33 薬価基準収載薬剤の承認外投与に係る薬剤料 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年3月厚生労働省告示第60号）に定める額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）
- 34 HLA検査料
- (1) 献腎（死体腎）移植を希望する患者が、公益社団法人日本臓器移植ネットワークへ移植希望登録を行うために実施する場合 1件につき 10,800円
  - (2) その他
    - ア HLA-A、B（血清対応型タイピング） 1件につき 13,610円
    - イ HLA-DR（血清対応型タイピング） 1件につき 13,610円
    - ウ HLA-A（DNAタイピング） 1件につき 29,160円
    - エ HLA-B（DNAタイピング） 1件につき 29,160円
    - オ HLA-C（DNAタイピング） 1件につき 29,160円
    - カ HLA-DPB1（DNAタイピング） 1件につき 23,760円
    - キ HLA-DRB1（DNAタイピング） 1件につき 29,160円
    - ク HLA-DQA1（DNAタイピング） 1件につき 14,580円
    - ケ HLA-DQB1（DNAタイピング） 1件につき 22,680円
- 35 医科点数表及び歯科点数表に規定する回数を超えて行う診療料 点数表により算定した額に1.08を乗じ

て得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）

- 36 鑑定入院料 裁判所が決定する方法で算定した額
- 37 先進医療に係る診療料 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成20年3月厚生労働省告示第129号）に基づき、厚生労働大臣又は地方厚生局長に届け出た先進医療に係る費用の額
- 38 外来妊産婦保健指導料 1件につき 4,500円
- 39 HBV分子系統解析検査料 24,510円
- 40 HBVサブジェノタイプ判定検査料 16,410円
- 41 ペプシノゲン検査料 4,300円
- 42 オンコタイプDX検査料 441,040円
- 43 アミノインデックス検査料
  - (1) 男性4種 18,340円
  - (2) 女性5種 18,340円
  - (3) 女性2種 8,620円

備考 次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療その他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、同表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句                                                                          | 読み替える字句     |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1の項     | 2,160円                                                                             | 2,000円      |
| 2の項     | 算出した額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）       | 算出した額       |
| 3の項     | 10,800円                                                                            | 10,000円     |
|         | 6,480円                                                                             | 6,000円      |
|         | 5,400円                                                                             | 5,000円      |
|         | 4,320円                                                                             | 4,000円      |
| 9の項第3号  | 5,400円                                                                             | 5,000円      |
|         | 3,240円                                                                             | 3,000円      |
|         | 3,780円                                                                             | 3,500円      |
|         | 点数表により算定した額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。） | 点数表により算定した額 |
| 21の項    | 10,800円                                                                            | 10,000円     |
|         | 往診料相当分に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）      | 往診料相当額      |
| 27の項    | 合算した額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切                                           | 合算した額       |

|      |                                                                                    |             |
|------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
|      | り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)                                               |             |
| 28の項 | 70円に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)         | 70円         |
| 35の項 | 点数表により算定した額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。) | 点数表により算定した額 |

**附 則**

この規則は、平成27年6月1日から施行する。